

## 栃木県なかがわ水遊園観覧料免除基準

### (目的)

第1条 栃木県なかがわ水遊園おもしろ魚館展示ゾーンの観覧料の免除について、栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例第8条の3に基づき、必要な事項を定める。

### (観覧料の免除)

第2条 次の各号に掲げる場合は、観覧料を全額または一部免除する。

- ① 保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校の授業や行事等の教育活動の一環として教職員が児童生徒を引率して観覧する場合、全額免除する。
- ② 栃木県が主催する行政視察及び県政の推進を図るために行う行事で観覧する場合、全額免除する。
- ③ 老人週間内に、満65歳以上の者が観覧する場合、全額免除する。
- ④ 園長が発行を認める利用券等を利用して個人が観覧する場合、一般料金の1/2の差額を上限とし、一部免除する。
- ⑤ その他、園長が相当の理由があると認める場合、全額免除する。

2 前項の①の規定に基づき、観覧料の免除を受けようとする者は、おもしろ魚館展示ゾーン観覧料免除申請書（別記様式第1号）を、前項の②及び⑤の規定に基づき観覧の免除を受けようとする者は、おもしろ魚館展示ゾーン観覧料免除申請書（別記様式第2号）を予定日の原則14日前（休館日を除く）までに園長に提出し、承認を受けなければならない。前項の③の規定に基づき観覧料の免除を受けようとする者は、観覧時に要件が確認できる書類、証明書等を提示し確認を受けることにより承認を受けたこととする。前項の④の規定に基づき観覧料の一部免除を受けようとする者は、観覧時に利用券等を提示することにより承認を受けたこととする。

### 附則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成24年3月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第1号（教育活動）

おもしろ魚館展示ゾーン観覧料免除申請書

平成 年 月 日

栃木県なかがわ水遊園 園長 様

申請者 (住所) 〒 -

(団体名)

(代表者氏名)

⑩

(担当者氏名)

(電話番号)

おもしろ魚館展示ゾーンの観覧料の免除を受けたいので、栃木県なかがわ水遊園観覧料免除基準第2条第2項により申請します。

記

行事等の名称							
免除申請の理由							
観覧日時	平成 年 月 日 曜日 ( 時 ~ 時 )						
観覧人員	大人 (高校生以上) 名	小人 (小・中学生) 名	幼児 名				
	総員数 名						
免除を受ける人員	大人 (教員・職員) 名						
免除を受けようとする金額	大人 480 円 × 名 = 円						
その他必要な事項							
※担当者記載欄	基準第2条第1項 (①・②・⑤) に該当する。					担当者確認印	
園長		副園長		担当 GL		担当 TL	

おもしろ魚館展示ゾーン観覧料免除申請書

平成 年 月 日

栃木県なかがわ水遊園 園長 様

申請者 (住所) 〒 -

(団体名)

(代表者氏名)

⑩

(担当者氏名)

(電話番号)

おもしろ魚館展示ゾーンの観覧料の免除を受けたいので、栃木県なかがわ水遊園観覧料免除基準第2条第2項により申請します。

記

行事等の名称							
免除申請の理由							
観覧日時	平成 年 月 日 曜日 ( 時 ~ 時 )						
観覧人員	大人 (高校生以上)	名	小人 (小・中学生)	名	幼児	名	
	総員数 名						
免除を受ける人員	大人 (高校生以上)	名	小人 (小・中学生)	名			
	総員数 名						
免除を受けようとする金額	大人	480円	×	名	=	円	
	小人	200円	×	名	=	円	
					計	円	
その他必要な事項							
※担当者記載欄	基準第2条第1項 (①・②・⑤) に該当する。					担当者確認印	
園長		副園長		担当 GL		担当 TL	